

ふるさと神津島を応援してください(ふるさと納税)



みなさんの寄付で東京都の離島・神津島を応援してください。

緑豊かな島、暮らしてよかったと実感できる島づくりを目指して日々取組みをしております。

○ ふるさと応援寄附（ふるさと納税制度）

「ふるさとを応援したい」「親しみを感じるところを応援したい」という納税者の思いを寄付というかたちで具体化するための制度です。

※島外にお住まいのご家族や神津島出身の方への周知等、ご協力をお願いします。

ふるさと応援寄附金は、税法の規定に基づき以下の寄附金控除の優遇税制を受けることが出来ます。神津島村の発行する領収書を添付し確定申告してください。

所得税

寄附金額－2 千円＝寄附金控除額（所得控除）

※ 対象となる寄附金額は、総所得の 40%が上限です。

寄附金控除額は、所得から差し引かれる金額（所得控除）となります。

住民税

(1) ＋ (2) ＝ 寄付金控除額（税額控除）

対象となる寄附金額は、地方公共団体に対する寄付金以外の寄付金と合わせて総所得金額等の 30%が上限です。

(1) (寄附金額－2 千円) × 10%

(2) (寄附金額－2 千円) × (90%－0～40%(所得税の限界税率))

個人住民税所得割の額の 2 割が上限です。

寄附金控除額は、税額から差し引かれる金額(税額控除)となります。

領収書は、神津島村で入金が確認できた日以降に発行いたします。

1月1日から12月31日までにを行った寄付に対して翌年の3月15日までに最寄りの税務署で所得税の確定申告を行ってください。

(所得税は、寄付した年の分から、住民税は、翌年度分で控除されます。)

お申し込み方法

電話、FAX、電子メール又は郵便にて、次の事項をお知らせください。

- 住所、氏名、電話番号
- ご寄附いただける金額(1万円以上)
- 寄附金の使い道のご希望がある場合は、その旨

連絡先：東京都神津島村904

神津島村役場企画財政課

電話 04992-8-0011 FAX：04992-8-1242

メールアドレス：zeimu@vill.kouzushima.tokyo.jp

払込方法

お申し込みを確認次第、こちらから書類を送付いたしますので、同封の払込取扱票(郵便局用)でお振込みください。(振込手数料は無料です。)

口座振込みによる場合、金融機関所定の振込手数料が発生した場合は申し訳ありませんが、寄附者様のご負担でお願いいたします。又、現金書留による場合も郵送料につきましては、寄附者のご負担でお願いいたします。

◎現金を持参される方は、神津島村役場企画財政課にて、お受けいたします。

領収書は、大切に保管して下さい。

ご寄附いただいた際の、領収書は、所得税、住民税の控除を受けるための確定申告の際に必要なになりますので、大切に保管してください。再発行は出来かねますのでご注意ください。